



放課後児童クラブ運営負担金口座振替のご案内

放課後児童クラブ運営負担金の口座振替をご希望の方は、口座振替依頼書に必要事項を記入・押印の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

※ご利用いただける口座は、保護者様名義の口座のみです。(児童名義の口座は受付できません。)

【提出方法】次のいずれかの方法でご提出ください。

- ・入会決定した児童クラブに提出
- ・こども総務課に提出(郵送可)

【利用可能な金融機関】

○旭川市内に店舗のある下記の金融機関の全国の本・支店(商工組合中央金庫は除く)

- ・銀行
- ・信用金庫
- ・信用組合
- ・労働金庫
- ・農協

○郵便局(ゆうちょ銀行)

【口座振替開始の時期について】

・新1年生につきましては、3月上旬頃までに口座振替依頼書を市または郵便局で受理した場合、4月利用分から口座振替開始となります。

・在校生につきましては、1月上旬頃までに口座振替依頼書を市または郵便局で受理した場合、2月利用分から口座振替開始となります。

・振替日は、毎月末日(12月は25日)です。

この日が土・日・祝日となった場合は、次の平日が振替日となります。

・前日の夜までに残高のご用意をお願いいたします。

・口座振替依頼書に不備等がある場合、不備が解消された時点での受理となります。

【口座振替依頼書のご記入方法】

- 1 太線内をボールペンなどでお書きください。(鉛筆・消せるボールペンは不可)
- 2 印鑑は金融機関へのお届印を鮮明に押印ください。
- 3 「約定」は必ずお読みください。
- 4 記入間違いがあった場合は、二重線で訂正し、銀行お届印で訂正印を押印したうえで、正しい内容を記入してください。

【振替できなかった場合は・・・】

振替日に、預貯金残高不足・口座解約・預金者都合による振替停止等の理由により振替不能となった場合は別途納付書をお送りしますので、至急お近くの金融機関等で納付してください。

※再振替は行っておりません。

※この案内文は提出せず、
お手元にて保管ください。

●お問い合わせ先●

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎3階

旭川市こども・女性・若者未来部こども総務課

TEL (0166)25-9127(直通)